

広 情 個 審 第 号
平成 3 1 年 3 月 日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付け広市教総第 9 4 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 1 2 1 号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年11月13日付け広市教総第94号の諮問事案（諮問第121号事案）

平成27年9月29日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年10月13日付け広市教総第74号で行った公文書部分開示決定に対する同月15日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件開示請求について、全てを開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

未利用の学校を公開してもなんら支障はない。

仮に支障があるならば、その管理体制は問題である。

公金によってシステムを作ったにもかかわらず、それを利用しないのであるならば合理的理由を公開されなければならない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

学校納入金会計システムの未利用校には現金で集金や振込を行っている学校もあり、口座振替に比べると頻繁に金融機関に足を運ぶことが多く、校名を公にすることにより、現金の取扱業務の安全な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき、不開示とすることが適当である

と判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

学校納入金会計システムの未利用校の校名を公にすることにより、市立学校の現金取扱業務の安全な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 11. 13	広市教総第94号の諮問を受理（諮問第121号で受理）
31. 1. 23 (第1回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹